

有価証券届出書の訂正届出書

オリックス不動産投資法人
(12598)

有価証券届出書の訂正届出書

関東財務局長 殿

平成14年5月31日提出

発 行 者 名 : オリックス不動産投資法人
代表者の役職氏名 : 執行役員 廣瀬 駒雄
本店の所在の場所 : 東京都港区浜松町二丁目4番1号
事務連絡者氏名 : オリックス・アセットマネジメント株式会社
執行役員 藪 直人
統轄財務部 岩井 正幸
連絡場所 : 東京都港区浜松町二丁目4番1号
電話番号 : 03-3435-3285 (代表)

届出の対象とした売出し

売出内国投資証券に係る投資法人の名称 : オリックス不動産投資法人

売出内国投資証券の形態及び金額 : 形態: 投資証券
金額: 売出価額の総額 39,622,128,000円

(注). 今回の売出しの方法は、引受人が売出価額にて買取引受を行い、当該売出価額と異なる売出価格で売出しを行うため、売出しにおける売出価格の総額は上記の金額と異なります。

有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所

該 当 な し

有価証券届出書の訂正届出書の提出理由

平成 14 年 5 月 7 日付をもって提出した有価証券届出書、同年 5 月 20 日付及び同年 5 月 27 日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディングの結果、同年 5 月 31 日に売出価格及び売出価額（引受価額）等が決定されたことにより、これに関する事項について訂正するとともに、記載内容の一部についても訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

訂正事項

		頁
第一部	証券情報	1
第 1	内国投資証券	1
(3)	売出数	1
(4)	売出価額の総額	2
(5)	売出価格	2
(14)	その他	3
	引受け等の概要	3
	申込みの方法等	5
	本邦以外の地域における発行	7
第二部	発行者情報	8
第 1	投資法人の状況	8
1.	投資法人の概況	8
(3)	投資法人の沿革	8

訂正箇所

訂正箇所には.....を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 証券情報

第1 国内投資証券

(3) 売出数（原届出書1頁）

<訂正前>

88,800 口

なお、本書の記載に従って日本国内で行われる売出し（以下「本売出し」又は「国内売出し」といいます。）にかかる本投資証券の所有者（以下「売出人」といいます。）の名称及び住所は以下のとおりです。

本売出しにかかる 本投資証券の所有者の名称	住所	売出投資口数
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	<u>88,800 口</u>
合計		<u>88,800 口</u>

(注)1. 売出人が、本投資法人の投資口を取得するに至った経緯については、後記「第二部 発行者情報 / 第1 投資法人の状況 / 1. 投資法人の概況 / (3) 投資法人の沿革」をご参照下さい。

(注)2. 売出投資口数は今後変更される可能性があります。

(注)3. 本売出し（国内売出し）と同時にオリックス株式会社が所有する本投資証券の海外における売出し（以下「海外売出し」といいます。）が行われる予定です。国内売出し及び海外売出しの総売出投資口数は111,000口で、その内訳は国内売出投資口数88,800口、海外売出投資口数22,200口の予定であります。最終的な内訳は総売出投資口数111,000口の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、平成14年5月31日（金）（以下「売出価格決定日」といいます。）に決定します。詳しくは、後記「(14) その他 / 本邦以外の地域における発行」をご参照下さい。

(注)4. 国内売出し及び海外売出し後のオリックス株式会社の本投資法人の投資口の所有口数は12,372口（以下、本注記において、「継続所有投資口数」といいます。）となる予定です。また、後記「(14) その他 / 申込みの方法等 / (二) 売却等の制限」に記載のとおり、オリックス株式会社は、大和証券エスエムピーシー株式会社とUBS Warburg（UBS AGの一部門）に対し、本投資法人の投資口12,372口（以下、本注記及び後記「(14) その他 / 申込みの方法等 / (二) 売却等の制限」において、「制限対象投資口数」といいます。）につき、本売出しの受渡期日から360日間は原則としてその売却等を行わない旨を約束する予定です。なお、継続所有投資口数及び制限対象投資口数は、売出価格決定日に最終的に決定します。

(注)5. 国内売出し及び海外売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS Warburg（UBS AGの一部門）であります。

<訂正後>

78,960 口

なお、本書の記載に従って日本国内で行われる売出し（以下「本売出し」又は「国内売出し」といいます。）にかかる本投資証券の所有者（以下「売出し人」といいます。）の名称及び住所は以下のとおりです。

本売出しにかかる 本投資証券の所有者の名称	住所	売出投資口数
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	<u>78,960 口</u>
合計		<u>78,960 口</u>

(注)1. 売出人が、本投資法人の投資口を取得するに至った経緯については、後記「第二部 発行者情報 / 第1 投資法人の状況 / 1. 投資法人の概況 / (3) 投資法人の沿革」をご参照下さい。

(注)2. の全文削除

(注)2. 本売出し（国内売出し）と同時にオリックス株式会社が所有する本投資証券の海外における売出し（以下「海外売出し」といいます。）が行われず。国内売出し及び海外売出しの総売出投資口数は98,700口で、その内訳は国内売出投資口数78,960口、海外売出投資口数19,740口となります。詳しくは、後記「(14) その他 / 本邦以外の地域における発行」をご参照下さい。

(注)3. 国内売出し及び海外売出し後のオリックス株式会社の本投資法人の投資口の所有口数は24,672口（以下、本注記において、「継続所有投資口数」といいます。）となります。また、後記「(14) その他 / 申込みの方法等 / (二) 売却等の制限」に記載のとおり、オリックス株式会社は、大和証券エスエムピーシー株式会社とUBS Warburg（UBS AGの一部門）に対し、本投資法人の投資口24,672口（以下、本注記及び後記「(14) その他 / 申込みの方法等 / (二) 売却等の制限」において、「制限対象投資口数」といいます。）につき、本売出しの受渡期日から360日間は原則としてその売却等を行わない旨を約束しています。

(注)4. 国内売出し及び海外売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS Warburg（UBS AGの一部門）であります。

(4) 売価額の総額（原届出書 2 頁）

< 訂正前 >

総額 42,417,540,000 円

(注). 売価額の総額は、本売出しにかかる本投資法人提出の有価証券届出書の訂正届出書の提出日(以下「本書の日付」といいます。)現在における見込額です。

< 訂正後 >

総額 39,622,128,000 円

(注). の全文削除

(5) 売価格（原届出書 2 頁）

< 訂正前 >

未定

(注)1. 売価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第 2 条で準用される「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第 3 条の 2 に規定するブックビルディング方式（投資口の買付けの申込みの勧誘時において売出しにかかる仮条件を投資者に提示し、投資口にかかる投資者の需要状況を把握したうえで売価格等を決定する方法をいいます。）により決定します。

(注)2. 仮条件は、470,000 円以上 520,000 円以下の価格とします。仮条件の決定に当たり、本投資法人の保有する資産の内容、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で決定しました。

(注)3. 後記「(14) その他 / 引受け等の概要」記載の引受人は、本投資証券が市場において適正な評価を受けることを目的に機関投資家等を中心に当該仮条件に基づく需要の申告の受け付けを行う予定であります。

(注)4. 売価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売価格決定日に、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で決定する予定です。

< 訂正後 >

520,000 円

(注)1. 売価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第 2 条で準用される「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第 3 条の 2 に規定するブックビルディング方式（投資口の買付けの申込みの勧誘時において売出しにかかる仮条件を投資者に提示し、投資口にかかる投資者の需要状況を把握したうえで売価格等を決定する方法をいいます。）により決定しました。

(注)2. 売価格並びに売出投資口数の決定に当たり、470,000 円以上 520,000 円以下の仮条件に基づき、総売出投資口数 111,000 口（国内売出投資口数 88,800 口、海外売出投資口数 22,200 口）を目標に、国内外の機関投資家等を中心にブックビルディングを実施しました。その結果、

申告された総需要投資口数は、111,000 口を上回る状況にあったこと。

申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

以上が特徴でありました。従いまして、売出投資口数を十分上回る需要が見込まれ、かつ、現在のマーケット環境等の状況及び上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した妥当な水準として、1 口当たりの売価格を 520,000 円、総売出投資口数を 98,700 口（国内売出投資口数 78,960 口、海外売出投資口数 19,740 口）と決定しました。なお、売価額（引受価額）は 501,800 円と決定しました。

(注)3. 及び(注)4. の全文削除

(14) その他

引受け等の概要（原届出書 4 頁）

< 訂正前 >

本投資法人、売出人及び資産運用会社（後記「第二部 発行者情報 / 第 1 投資法人の状況 / 1. 投資法人の概況 / (2) 投資法人の目的及び基本的性格」に定義されます。）は、売出価格決定日に、下表に記載する引受人との間で、本売出しにかかる引受契約を締結する予定です。

引受人は、本売出しにかかる本投資証券全てについて、売出価格決定日に決定される売出価額（引受価額）にて連帯して買取引受を行い、当該売出価額（引受価額）と異なる売出価格で本売出しを行います。

引受人は、受渡期日までに売出価額（引受価額）の総額を売出人に支払い、これと本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金となります。本売出しにかかる引受手数料は支払われません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券エスエムピーシー株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 5 号	52,614 口
UBS ウォーバーク証券会社東京支店	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	5,994 口
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目 3 番 8 号	8,880 口
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	4,440 口
UFJ キャピタルマーケット証券株式会社 (注)5.	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号	3,552 口
日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社	東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号	3,552 口
国際証券株式会社	東京都中央区新川二丁目 27 番 1 号	3,552 口
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号	1,332 口
ウエストエルビー証券会社東京支店	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号	888 口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	444 口
東京三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	444 口
農中証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 7 番 2 号	444 口
アイエヌジー証券会社東京支店	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号	444 口
クレディ・リヨネ証券会社東京支店	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号	444 口
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号	444 口
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号	444 口
東洋証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 20 番 5 号	444 口
明光ナショナル証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号	444 口
合計		88,800 口

(注)1. 売出価額（引受価額）が、売出人による本投資証券の平成 14 年 4 月 22 日付の投資口分割を勘案後の 1 口当たり出資額（後記「第二部 発行者情報 / 第 1 投資法人の状況 / 1. 投資法人の概況 / (3) 投資法人の沿革 / (f) 投資口の分割」をご参照下さい。）を上回る場合、売出人は、本投資証券にかかる本売出しに際して、当該差額分の売却益を得ることとなります。

(注)2. 引受人は、引受人以外の証券会社に引受投資口の販売を委託することがあります。

(注)3. 引受人、引受投資口数につきましては本書の日付現在、上記の通り内定しております。

(注)4. 大和証券エスエムピーシー株式会社と UBS ウォーバーク証券会社東京支店を「共同主幹事会社」ということがあります。

(注)5. UFJ キャピタルマーケット証券株式会社は、平成 14 年 6 月 1 日付けをもって、つばさ証券株式会社と合併し、UFJ つばさ証券株式会社に商号を変更する予定です。

<訂正後>

本投資法人、売出人及び資産運用会社（後記「第二部 発行者情報 / 第1 投資法人の状況 / 1.投資法人の概況 / (2) 投資法人の目的及び基本的性格」に定義されます。）は、平成14年5月31日（金）に、下表に記載する引受人との間で、本売出しにかかる引受契約を締結しました。

引受人は、本売出しにかかる本投資証券全てについて、平成14年5月31日（金）に決定した売出価額（引受価額）（1口当たり501,800円）にて連帯して買取引受を行い、当該売出価額（引受価額）と異なる売出価格（1口当たり520,000円）で本売出しを行います。

引受人は、受渡期日までに売出価額（引受価額）の総額を売出人に支払い、これと本売出しにおける売出価格の総額との差額（1口当たり18,200円）は引受人の手取金となります。本売出しにかかる引受手数料は支払われません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券エスエムピーシー株式会社	東京都中央区八重洲一丁目3番5号	46,783口
UBSウォーバーグ証券会社東京支店	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,330口
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号	7,896口
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,948口
UFJキャピタルマーケット証券株式会社 (注)4.	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	3,158口
日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	3,158口
国際証券株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	3,158口
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	1,184口
ウエストエルビー証券会社東京支店	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	790口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	395口
東京三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	395口
農中証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目7番2号	395口
アイエヌジー証券会社東京支店	東京都千代田区紀尾井町4番1号	395口
クレディ・リヨネ証券会社東京支店	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	395口
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	395口
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	395口
東洋証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番5号	395口
明光ナショナル証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町14番1号	395口
合計		78,960口

(注)1. 売出価額（引受価額）が、売出人による本投資証券の平成14年4月22日付の投資口分割を勘案後の1口当たり出資額（後記「第二部 発行者情報 / 第1 投資法人の状況 / 1. 投資法人の概況 / (3) 投資法人の沿革 / (f) 投資口の分割」をご参照下さい。）を上回るため、売出人は、本投資証券にかかる本売出しに際して、当該差額分（1口当たり1,687円）の売却益を得ることとなります。

(注)2. 引受人は、引受人以外の証券会社に引受投資口の販売を委託することがあります。

(注)3. の全文削除

(注)3. 大和証券エスエムピーシー株式会社とUBSウォーバーグ証券会社東京支店を「共同主幹事会社」ということがあります。

(注)4. UFJキャピタルマーケット証券株式会社は、平成14年6月1日付けをもって、つばさ証券株式会社と合併し、UFJつばさ証券株式会社に商号を変更する予定であります。

申込みの方法等（原届出書 5 頁）

< 訂正前 >

（前略）

（ロ）需要の申告

申込みに先立ち、投資家は、平成 14 年 5 月 21 日（火）から平成 14 年 5 月 30 日（木）までの間に引受人に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。

需要の申告を行った投資家については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、売出価格又はそれ以上の価格での需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で、売出価格決定後に販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

また、需要の申告を行わなかった投資家に対しても、東京証券取引所の上場審査基準に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、販売が行われることがあります。この場合、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

（中略）

（二）売却等の制限

本売出しにかかる売出人であるオリックス株式会社は、大和証券エスエムピーシー株式会社及び UBS Warburg（UBS AG の一部門）に対し、本売出しの受渡期日から 360 日間は、大和証券エスエムピーシー株式会社及び UBS Warburg（UBS AG の一部門）の事前の書面による承諾を受けることなく、下記記載の投資口数の売却等を行わない旨を約束する予定です（なお、制限対象投資口数は、売出価格決定日に最終的に決定します。）。但し、大和証券エスエムピーシー株式会社及び UBS Warburg（UBS AG の一部門）は、一定の事由が生じた場合には、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

投資口所有者の名称	住所	制限対象投資口数
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号	12,372 口
合計		12,372 口

本投資法人は、本売出しに際し、大和証券エスエムピーシー株式会社及び UBS Warburg（UBS AG の一部門）との間で、原則として本売出しの受渡期日から 90 日間は、投資口の追加発行を行わないことに合意する予定です。なお、この場合においても、大和証券エスエムピーシー株式会社及び UBS Warburg（UBS AG の一部門）は、一定の事由が生じた場合には、その裁量で当該合意内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

<訂正後>

(前略)

(口) 需要の申告

申込み在先立ち、平成14年5月21日(火)から平成14年5月30日(木)までの間に引受人に対して、仮条件を参考として需要の申告を行った投資家については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、売出価格又はそれ以上の価格での需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で、売出価格決定後に販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

また、需要の申告を行わなかった投資家に対しても、東京証券取引所の上場審査基準に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、販売が行われることがあります。この場合、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

(中略)

(二) 売却等の制限

本売出しにかかる売出人であるオリックス株式会社は、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS Warburg (UBS AGの一部門) に対し、本売出しの受渡期日から360日間は、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS Warburg (UBS AGの一部門) の事前の書面による承諾を受けることなく、下記記載の投資口数の売却等を行わない旨を約束しています。但し、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS Warburg (UBS AGの一部門) は、一定の事由が生じた場合には、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

投資口所有者の名称	住所	制限対象投資口数
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	<u>24,672口</u>
合計		<u>24,672口</u>

本投資法人は、本売出しに際し、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS Warburg (UBS AGの一部門) との間で、原則として本売出しの受渡期日から90日間は、投資口の追加発行を行わないことに合意しています。なお、この場合においても、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS Warburg (UBS AGの一部門) は、一定の事由が生じた場合には、その裁量で当該合意内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

本邦以外の地域における発行（原届出書 6 頁）

< 訂正前 >

(イ) 海外売出し

本売出し（国内売出し）と同時に、オリックス株式会社の保有する本投資証券の欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては、1933 年米国証券法ルール 144A に基づく適格機関投資家に対する販売のみとします。）における海外売出しが予定されています。海外売出しは、UBS Warburg（UBS AG の一部門）及び Daiwa Securities SMBC Europe Limited を共同主幹事引受会社とする海外幹事引受会社の買取引受により行われる予定です。

(ロ) 海外売出しにかかる概要

(a) 海外売出しにかかる売出数

22,200 口

(注) 海外売出しにかかる売出投資口数は今後変更される可能性があります。なお、国内売出し及び海外売出しの総売出投資口数は 111,000 口で、その内訳は国内売出し 88,800 口、海外売出し 22,200 口を目処に行う方針ではありますが、最終的な内訳は総売出投資口数 111,000 口の範囲内で需要状況等を勘案のうえ、売出価格決定日に決定いたします。また、国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた本投資証券が、海外の引受団に対して売却されることがあります。

(b) 海外売出しにかかる売出価額の総額

総額 10,604,385,000 円

(注) 海外売出しにかかる売出価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。なお、国内売出し及び海外売出しにおける投資口の売出価額の総額の合計額のうち、国内売出しにおける本投資証券の売出価額の総額が占める割合は、100 分の 50 を超えるものとします。

（後略）

< 訂正後 >

(イ) 海外売出し

本売出し（国内売出し）と同時に、オリックス株式会社の保有する本投資証券の欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては、1933 年米国証券法ルール 144A に基づく適格機関投資家に対する販売のみとします。）における海外売出しが行われます。海外売出しは、UBS Warburg（UBS AG の一部門）及び Daiwa Securities SMBC Europe Limited を共同主幹事引受会社とする海外幹事引受会社の買取引受により行われます。

(ロ) 海外売出しにかかる概要

(a) 海外売出しにかかる売出数

19,740 口

(注) 国内売出し及び海外売出しの総売出投資口数は 98,700 口で、その内訳は国内売出し 78,960 口、海外売出し 19,740 口であります。また、国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた本投資証券が、海外の引受団に対して売却されることがあります。

(b) 海外売出しにかかる売出価額の総額

総額 9,905,532,000 円

(注) の全文削除

（後略）

第二部 発行者情報

第1 投資法人の状況

1. 投資法人の概況

(3) 投資法人の沿革（原届出書8頁）

<訂正前>

（前略）

(g) 第1次乃至第3次取得資産の概要

（中略）

(注)5. 「オー・エックス世田谷ビル」の正式名称は「キャロットタワー」です。すなわち、同物件の登記簿上及びキャロットタワー管理規約上の名称は「キャロットタワー」です。本書において「オー・エックス世田谷ビル」とされる専有部分および共用部分はキャロットタワーの一部ですが、本投資法人による取得経緯等が異なることから、本書において、別の呼称を用いて区別した開示を行っています。

<訂正後>

（前略）

(g) 第1次乃至第3次取得資産の概要

（中略）

(注)5. 「オー・エックス世田谷ビル」の正式名称は「キャロットタワー」です。すなわち、同物件の登記簿上及びキャロットタワー管理規約上の名称は「キャロットタワー」です。本書において「オー・エックス世田谷ビル」とされる専有部分および共用部分はキャロットタワーの一部ですが、本投資法人による取得経緯等が異なることから、本書において、別の呼称を用いて区別した開示を行っています。

(注)6. 平成14年6月3日をもって「オー・エックス世田谷ビル」の呼称を「オー・エックス世田谷」と変更します（以下、同じ意味で用います。）